# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月1日

【会社名】 ユニチカ株式会社

【英訳名】 UNITIKA LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 注連 浩行

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っている。)

(大阪本社)大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

【電話番号】 06-6281-5721

【事務連絡者氏名】 経理部長 石川 省二

【最寄りの連絡場所】 (東京本社)東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号

【電話番号】 03-3246-7540

【事務連絡者氏名】 執行役員東京総務部長 小畑 政信

【縦覧に供する場所】 ユニチカ株式会社東京本社

(東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、 投資家の便宜のため縦覧に供している。

#### 1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第204回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成26年6月27日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社グループが行う事業の範囲を明確化するため、当社子会社が行う事業を追加する。

A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式(以下「本種類株式」という。)並びにC種種類株式に付された金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権が行使された場合に発行されるD種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式を追加し、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式に関する規定を新設し、その他所要の変更をする。

取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設する。

#### 第2号議案 第三者割当による募集株式の募集事項の決定の委任の件

会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による募集株式(A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式)の発行に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

#### 第3号議案 資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少の件

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少(以下「本資本金等の額の減少」という。)を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ、利益準備金を繰越利益剰余金へ、それぞれ振り替えることとする。

なお、本資本金等の額の減少については、本種類株式の払込を条件とする。

減少する資本金の額

44,947,500,000円

減少する資本準備金の額

23,134,500,000円

減少する利益準備金の額

1,506,000,000円

本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ、利益準備金を繰越利益剰余金へそれぞれ振り替える。

本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

平成26年7月31日

#### 第4号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき剰余金を処分して、資本金の額及び資本準備金の額の減少により発生したその他資本剰余金の一部並びに別途積立金で繰越利益剰余金の欠損を填補する。

なお、剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とする。

減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 7,806,341,322円

別途積立金 1,150,000,000円

増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 8,956,341,322円

# 第5号議案 取締役5名選任の件

取締役として、安江健治、注連浩行、上埜修司、長谷川弘、齋藤進一の5氏を選任する。 なお、齋藤進一氏の選任の効力は、第2号議案に係るC種種類株式の発行の効力が発生することを 条件として生ずるものとする。

## 第6号議案 監査役2名選任の件

監査役として、永田直彦、髙捷雄の両氏を選任する。

なお、髙捷雄氏の選任の効力は、第2号議案に係るC種種類株式の発行の効力が発生することを条件として生ずるものとする。

## 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、臼田寛司氏を選任する。

# (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	289,683	14,993	123	(注)1	可決 (93.65%)
第2号議案	293,245	11,432	123	(注)1	可決 (94.80%)
第3号議案	297,312	7,359	123	(注)1	可決(96.12%)
第4号議案	297,311	7,363	123	(注)2	可決(96.12%)
第5号議案					
安江 健治	263,744	40,784	200	(注)3	可決(85.26%)
注連 浩行	277,607	26,998	123		可決(89.75%)
上埜 修司	287,612	16,916	200		可決(92.98%)
長谷川 弘	294,031	10,497	200		可決(95.06%)
齋藤 進一	292,416	12,189	123		可決(94.53%)
第6号議案					
永田 直彦	297,761	6,909	123	(注)3	可決(96.26%)
髙捷雄	297,305	7,365	123		可決 (96.11%)
第7号議案				(計) 2	
臼田 寛司	297,794	6,894	123	(注)3	可決 (96.27%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成であります。
  - 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

# (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使による議決権数及び本総会当日に出席した株主のうち議案に対する意思表示の確認ができた一部の株主の議決権数を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上